

公益財団法人しまね農業振興公社 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人しまね農業振興公社（以下「この法人」という。）の定款第18条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員 常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員 定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものをいう。
- (6) 費用 職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等の職務執行の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に役員賞与を支給することができる。
- 4 評議員には、定款第18条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は、別表第1（常勤役員の報酬月額）の給料月額に相当する額の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、別表第2（非常勤役員の報酬）に定める額とする。
- 3 常勤役員に対する役員賞与は、別表第3（常勤役員賞与）の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。
- 4 各評議員の報酬等は、定款第18条に定める金額の範囲内において別表第4（評議員の報

酬)に基づき支払うものとする。

(通勤費)

第5条 常勤役員の通勤費の額は、公益財団法人しまね農業振興公社職員給与規則(以下「職員給与規則」という。(平成13年4月1日施行)に定める職員の例による。

(費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用(通勤費を除く。)については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(支給日)

第7条 常勤役員の報酬等及び通勤費の支給日は、職員給与規則に定める職員の例による。

2 非常勤役員にあつては、原則として、理事会出席等の職務執行の都度、支払うものとする。

3 評議員にあつては、前項を準用するものとする。

(支給方法)

第8条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益財団法人しまね農業振興公社の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

2 この規程の施行をもって、財団法人しまね農業振興公社役員給与規則(平成13年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

1 この規程は、令和3年2月19日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係） 常勤役員の報酬月額

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表7級1号給の給料月額に相当する額

ただし、当該常勤役員に使用人としての給料が支給される場合の報酬月額は、当該給料月額を減じた額とする。

別表第2（第4条第2項関係） 非常勤役員の報酬

（1）非常勤役員である理事の報酬

島根県が非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和27年島根県条例第38号）第1条第2号に規定する附属機関である審議会委員等に支給する報酬日額に相当する額

ただし、原則として、公務員及び団体等の職員であって、当該所属団体等から報酬又は給与の支給を受けている者には、支給しないものとする。

（2）非常勤役員である監事の報酬

非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和27年島根県条例第38号）第3条第1項に規定する附属機関である審議会委員等の報酬日額の上限の額に相当する額

ただし、原則として、公務員及び団体等の職員であって、当該所属団体等から報酬又は給与の支給を受けている者には、支給しないものとする。

別表第3（第4条第3項関係） 常勤役員賞与

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第15条の5第2項に規定する期末手当に相当する額

別表第4（第4条第4項関係） 評議員の報酬

島根県が非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和27年島根県条例第38号）第1条第2号に規定する附属機関である審議会委員等に支給する報酬日額に相当する額

ただし、原則として、公務員及び団体等の職員であって、当該所属団体等から報酬又は給与の支給を受けている者には、支給しないものとする。